

---

# はじめに

## 1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法に位置づけられており、住民に最も近い立場にある市町村が定めるものです。

この方針は、上位計画である、市町村の「総合計画」（基本構想）や、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を踏まえ、住民の意見を生かしながら検討を行ったうえで、市町村が都市計画決定者として、目指すべき将来の姿や都市づくり・都市計画の基本的な考え方を示すものです。

## 2. 見直しの必要性とその背景

### （1）見直しの必要性

#### 第5次犬山市総合計画の中間見直し結果への対応

都市計画マスタープランの上位計画である第5次犬山市総合計画は、平成23年度から平成34年度までを計画期間としており、策定から5年を経て計画の前半における施策の実施状況を振り返るとともに、策定以降の本市をめぐる社会、経済情勢の変化にも対応し、まち・ひと・しごと創生法の制定（まち・ひと・しごと総合戦略の創設）を受けた戦略も踏まえた改訂を行いました。この結果、残る計画期間に重点的に行うべき施策を整理するとともに、新たな施策を追加するなど施策の体系の見直しが行われています。これに対応し、都市計画マスタープランも、計画期間の後半を迎えるにあたって見直しを行う必要が生じています。

#### 国の都市計画に関する新たな制度の創設への対応

都市計画マスタープランの策定以降、国において都市計画施策について新たな方向性が「国土のグランドデザイン2050」として打ち出され、それに添って都市再生特別措置法の改正（立地適正化計画の制定等）、空家等対策特別措置法の制定、地域公共交通活性化再生法の改正等が示されるなど、制度の見直しや創設が行われています。総合計画に示されたまちづくりの目標を実現するために、こうした都市計画制度の変化へも対応し、都市計画マスタープランの見直しを行っていく必要があります。

## (2) 見直しの背景

(1) に挙げた総合計画の改訂や、国の都市計画制度の見直しの背景には、本格的な人口減少社会の到来や、都市活動が地球環境へ与える影響に配慮するなど、さまざまな意味で持続可能な社会を実現するためのまちづくりの必要性があります。

### 人口減少社会を迎えるなかで

わが国では、社会の少子・高齢化が進んできており、平成 19 年をピークに人口が減少に転じ、今後は人口減少社会が進行することが予測されています。

このまま人口の減少が進めば、商業・サービス機能、行政機能など、住民の生活を支えるさまざまな都市機能の維持が困難になり、郊外部、都心部それぞれにおいて市街地の空洞化による生活利便性の低下が懸念されます。

また、これまでのように都市機能が郊外へ無秩序に拡散すると、道路や下水道など新たな社会基盤の整備や維持管理など、都市運営にかかるコストの増大を招くだけでなく、自動車交通への依存を加速させ、自動車を利用できないお年寄りや子供などの日常生活に支障を及ぼす懸念があります。

こうしたことから、従来は拡大の一方であった都市構造をコンパクトにしていく見直しが求められています。

### 「コンパクトなまちづくり」が国の施策に

こうした社会動向からみた課題を念頭に、国土交通省は、「コンパクト+ネットワーク」の国土構造や都市構造の考え方により新たな集積形成をめざすべく、2050 年を想定した長期的な指針として「国土のグランドデザイン 2050」を策定しました。

このなかで、地方都市に関連する都市構造のあり方としては、「コンパクトシティの形成」や「小さな拠点による生活支援」、また都市間の連携のあり方として「高次地方都市連合で機能分担・連携」、「農山漁村をはじめ日本各地にゆとりある多自然生活圏域の形成」などが提唱されており、これらによって「コンパクトな拠点とネットワークの構築」を推進していくこととされています。

今後の都市づくりにおいては、既存ストックを活用しながら、日常生活に必要な都市機能の確保と集約化を図るなど、市街地の生活環境を維持しつつ、市街地をコンパクトにしていく都市計画が必要とされています。

さらに、深刻さを増す地球規模の気候変動問題への対応の視点からも、都市構造の転換が必要とされており、「都市の低炭素化の促進に関する法律（通称：エコまち法）」が平成 24 年に施行されています。

この法律は、自動車に頼らない都市構造の実現に向け、都市構造を集約型に転換していくことが施策の最も基本的な方向であると位置づけたうえで、集約型都市構造への転換を図る上で中心となる「都市機能の集約化」と「公共交通機関の利用促進」の両施策を、市民や民間事業者と一体となって進めていくことを後押しする制度です。



「集約型都市構造の実現に向けて」（国土交通省 都市・地域整備局）より

### 3. 計画の位置づけ

法令根拠：都市計画法第 18 条の 2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

「犬山市都市計画マスタープラン」は、上位計画である「第 5 次犬山市総合計画」や愛知県が定める「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、関連計画との調整を図りながら、策定を行っています。

#### 第 5 次犬山市総合計画 [基本構想]

本市における計画的な行政運営を進める上での総合的な指針（平成 28 年度改訂）



犬山市まち・ひと・しごと総合戦略  
（平成 27 年度策定）

#### 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

愛知県が広域的な見地から、本市を含む都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて道筋を明らかにしたもの  
（平成 22 年度策定）



#### 犬山市都市計画マスタープラン

・本市の都市計画の総合的な指針であり、全体構想と地域別構想で構成

##### 【全体構想】

目指すべき将来像の実現に向け、個々の都市計画（将来の土地利用、都市施設の整備等）の大きな方針（都市づくり全体の道筋）を明らかにしたもの

##### 【地域別構想】

市内を 5 つの地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにしたもの

### 4. 目標年次

本計画は、第 5 次犬山市総合計画にあわせ、平成 34 年度（2022 年度）を目標年次とします。また、必要に応じて適宜見直しを行っていくこととします。